

台湾における民事裁判実務の IT 化の現状と課題

報告者 饒志民

台湾高雄地方裁判所判事

一、はじめに

二、台湾における司法 IT 化の経緯の概要

三、台湾民訴法の IT 化の概要と現状

(一) 訴状など書類の提出について (E 提出)

1、1999年2月3日改正の台湾民訴法433条と436条の23、司法院の同月9日に公布した「民事訴訟文書のファクシミリの利用に関する手続の規則」

→→簡易訴訟手続と少額訴訟手続において証人又は鑑定人は特定の条件の下でファックスでその陳述書・宣誓書を裁判所に送信することができるようになった。

2、2000年2月9日改正の台湾民訴法116条3項、153条の1、305条7項、324条、司法院の2000年7月28日に改正した「民事訴訟文書のファクシミリ及び電子送信の利用に関する手続の規則」

→→訴訟手続を問わず、当事者、証人及び鑑定人は裁判所に提出しようとする訴訟文書をファックスあるいは電子送信で裁判所に送信できるようになった。

3、2003年2月7日改正の台湾民訴法508条2項、司法院の2003年8月5日に改正した「民事訴訟文書のファクシミリ及び電子送信の利用に関する手続の規則」、司法院の2015年8月10日に公布した「督促手続の電子計算機その他のハイテク設備の利用に関する手続の規則」

→→支払督促の申立と取扱についてファクシミリ又は電子送信で裁判所に送信できるようになり、金融機関又は電気通信事業者は裁判所で設置されたオンラインプラットフォームを利用して裁判所に支払督促を申し立てることができるようになった。

4、司法院の2016年7月29日に改正した「民事訴訟文書のファクシミリその他のハイテク設備の利用に関する手続の規則 (旧名: 民事訴訟文書のファクシミリ及び電子送信の利用に関する手続の規則)」

→→当事者などはその送信方法の利用について前のファックスと電子メールのほかに、その専用送信のプラットフォームも利用できるようになった

5、司法院の2017年9月30日に改正した「民事訴訟文書のファクシミリその他のハイテク設備の利用に関する手続の規則」
→→濫訴の防止のために、電子起訴について原告はオンラインプラットフォームしか利用できないことになっている。

(二) ウェブ会議について (E 法廷)

- 1、2000年2月9日改正の民事訴訟法305条5項、324条、367条の3、司法院の2001年12月26日公布した「裁判所における遠隔尋問（リモート尋問）の試行に関する手続の規則」2条
→→当事者、法定代理人、証人、鑑定人など4人（以下、「当事者など4人」という）はテレビ会議を利用した場合に、異なった裁判所の法廷の間には利用できないことになった。
- 2、司法院2003年7月21日公布した「各審級の裁判所における民事事件の取り扱いについての遠隔尋問に関する手続の規則」2条、3条、2012年9月17日改正した同規則3条
→→原則として従来通りに異なった裁判所の法廷の間にその尋問を行い、証人の居住地に遠隔尋問に関する設備があっても裁判所が相当と認めるとする条件を満たす必要になってはじめてその尋問を行うことになった。
- 3、2021年1月20日改正の台湾民訴法211条の1
→→当事者尋問などの証拠調べ手続だけでなく、その期日に審理（口頭弁論）も行うことができるようになった。
- 4、司法院の2021年3月9日改正した「各審級の裁判所における民事事件の遠隔審理及び文書送信に関する手続の規則」3条
→→事情考量：①審理の裁判所との間に遠隔審理の送受信に関する設備を整備する状況である；②陳述者が居住地から裁判所に必要な協力の要請に応えられるか；③陳述者は任意に陳述をすることができるか；④ほかに真実の発見又は裁判の公平に影響を及ぼすべき事情。
- 5、2021年6月25日に「感染症パンデミックの深刻的期間に渡る司法手続に関する特別条例」（施行期間は原則として2021年6月25日から2023年6月30日までとすることになっている）。
→→感染症パンデミックの深刻的期間において、裁判所はウェブ会議の利用について、前よりも柔軟的に遠隔審理の仕組みを利用することができると考えられる。

(三) 電子調書について (E 事件管理)

- 1、司法院の2000年12月30日公布した「コンピューターによる民事刑事訴訟における調書の制作に関する実施の規則」
→→コンピューターで調書を記録制作、同時に書記官の記録制作している調書の内容を見ることができるようになった。
- 2、司法院の2002年4月24日公布した「裁判所の電子調書の閲覧交付に関する規則」
→→弁護士に限って電子調書の閲覧交付を申請できるようになった。
- 3、司法院の2002年6月27日改正した同規則
→→弁護士だけではなく、法律よって訴訟記録の閲覧を申請できる人に限って電子調書の閲覧交付を申請することができるとしていた。
- 4、司法院2018年1月22日改正した同規則
→→当事者などは最高裁判所を含む各審級の裁判所に電子調書の閲覧交付をオンライン申請できるようになった。

(四) 録音テープ (録音ディスク) について (E 事件管理)

- 1、司法院の1980年7月30日公布した「法廷の録音に関する規則」
→→裁判所は民事事件と刑事事件の審理を行う際に録音をすべき
- 2、司法院の2003年1月7日改正した同規則
→→法律によって訴訟記録の閲覧を申請できる人は法廷の録音ディスクを請求することができる
- 3、2015年7月1日改正した「裁判所組織法」90条2項、90条の1第1項
→→当事者と法律によって訴訟記録の閲覧を申請できる人は法廷の録音又は撮影のディスクの交付を請求することができるとしている。
- 4、司法院の2021年8月2日改正の「法廷の録音及び撮影並びにその利用及び保存に関する規則」
→→裁判所は遠隔審理 (遠隔尋問) を行う際にハイテク設備を利用してオンライン活動の全過程を録画しなければならない

(五) 電子訴訟記録について (E 事件管理)

- 1、2016年の末に電子訴訟記録の展示、電子訴訟記録の応用、電子訴訟記録閲覧などのオンライン申請に関するシステムの整備などができている。

- 2、司法院の2019年5月17日公布した「裁判所の訴訟記録の電子化に関する手続の規則」により各裁判所は、訴訟記録電子化の促進チームを成立。
- 3、電子訴訟記録のPDFを光学的文字認識(Optical Character Recognition)で処理する。

(六) 公示送達(外国への送達を含む)について

2018年6月13日改正後の台湾民訴法151条ではされた文書などを裁判所のホームページに公告し、裁判所は必要と認めるときその文書などを公報、新聞に載せるのを命じることができるとしている

四、台湾民訴法のIT化の課題

- (一) オンライン申立ての義務化について
- (二) 裁判書類の電子化と電子送達(オンライン送達)
- (三) ウェイト会議の課題
- (四) 電子訴訟記録の課題
- (五) 将来E法廷のAI導入

五、 結びに